

00482

# 鳥取縣公報

昭和二十二年二月二十八日

金曜日

本報ノ大キサハ國連圖書館△外

## 縣令

昭和二十二年二月二十八日

金曜日

◇鳥取縣令第二十號  
昭和十六年八月鳥取縣令第四十二號「デフテリア」豫防獎勵規程はこれを廢止する。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一 告示

◇鳥取縣告示第七十號  
建康保險法、國民健康保険法並びに船員保險法に基く保

醫としてたの者を指定する。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

診療 診療所の名稱 診療所々在地 氏名 指定年月日

鳥取縣公報 毎週火曜日發行 併用二書ル

昭和二十二年二月二十八日

第三編 第四章 第五節

内科	福榮診療所	瀬口歯科醫院	東伯郡倉吉町	瀬口進祐	昭和二十二年二月二十日
同	岩崎醫院	野谷齒科醫院	岩倉町	野谷昌俊	同
内科	福榮診療所	日野郡福榮村	中田敏夫	同	
同	岩崎醫院	東伯郡高城村	岩崎武同	同	

◇鳥取縣告示第七十四號  
東伯郡高城村下米積耕地整理組合設立の件昭和二十二年二月二十一日認可した。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

◇鳥取縣告示第七十五號  
西伯郡稻光川耕地整理組合第二區換地處分の件昭和二十二年二月二十一日認可した。

昭和二十二年二月二十八日

00483

## 鳥取縣知事 吉田 恒一

## 二、關係團體職員

◇ 鳥取縣告示第七十六號  
鳥取縣物價監視連合委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 恒一

## 鳥取縣物價監視連合委員會規程

第一條 鳥取縣物價監視連合委員會（以下連合委員會と稱す）は地價物價監視委員會の指導及連絡について必要な事項を調査審議する。

第二條 連合委員會の事務局は鳥取縣經濟部商工課内に置く。

第三條 連合委員會は委員長及委員若干名でこれを組織する。

第四條 委員長は經濟部長を之に充てる。

委員は地區物價監視委員長の外左に掲げる者の中から知事が任命又は委嘱する。

## 一、關係官公廳官公吏

第一選舉區  
鳥取縣知事 吉田 恒一

## ◇ 鳥取縣告示第七十七號

昭和二十二年二月二十五日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉において當選した者は次の通りである。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 恒一

第五條 連合委員會は委員長が必要と認めたとき又は委員過半數の要求に依り開催する。

第六條 委員會に幹事及び書記は委員長の命を承けて庶務に從事囑する。幹事及び書記は委員長の命を承けて庶務に從事する。

第七條 連合委員會は委員長が必要と認めたとき又は委員過半數の要求に依り開催する。

第八條 本會々則に定めるもの外連合委員會の運營上必要ある事項は委員長これを定める。

## 農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣八頭郡西郷村大字小畠一六三 谷口壽瑛

同 岩美郡津ノ井村大字生山 小林義信

同 気高郡中郷村大字龜尻 寺坂直次郎

同 鳥取市濱坂四六五 山根萬壽治

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣八頭郡智頭町大字坂原一八四 國岡靜雄

同 岩美郡大岩村大字岩本 石河大直

同 氣高郡明治村大字横原三二九 加藤善市

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣八頭郡中私都村大字下津黒 河上勅薰

同 東伯郡安田村大字八幡 四一 加藤秀造

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者  
同 日野郡日野村大字梗市 柴田久吉  
同 米子市灘町三丁目 定藏

同 西伯郡光德村大字東坪八三六 浅井幹  
同 同 大高村大字尾高 小塙驍

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣西伯郡縣村大字石河府四四一 野坂一

同 東伯郡上小鴨村大字鴨河内二六二五衣笠直市

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣東伯郡日野上村大字宮内三四一 入澤康

同 東伯郡上北條村大字大塚二一九 生田才藏

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣東伯郡成實村大字石井七八一 齊木光昌

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣東伯郡上北條村大字中江四番屋敷門田定藏

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

同 東伯郡安田村大字八幡 四一 永田重善

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

同 東伯郡日野村大字梗市 柴田久吉

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者  
同 東伯郡安田村大字八幡 四一 水田重善  
同 米子市灘町三丁目 定藏

鳥取縣公報

第千七百八十八號

昭和二十二年二月二十八日

(第三種郵便物)

三